

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

2025 年 6 月 14 日最終改正

公益財団法人 日本数学検定協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本数学検定協会（以下「この法人」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費等を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事の報酬等の総額は、毎年度税込 6,000 万円（役員退職慰労引当金計上額を除く）の範囲内とし、各常勤理事の報酬等の額は、別表A並びに別表Bの規定に基づいて理事長が理事会の承認を得て定める。ただし、本人の申出により、減額することができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別表Cに定めるとおりとする。

(講師、書籍の執筆等の謝金)

第4条 非常勤役員及び評議員がこの法人が出版する書籍類の執筆等を行ったときは、この法人の依頼部署で算定した報酬等を支給する。

(退職慰労金)

第5条 常勤理事に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規程に基づいて支給する。

(費用及び日当)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって必要とした費用については、遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法等は賃金規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を別に定める出張旅費規程に基づいて出張旅費として支給することができる。

4 非常勤役員及び評議員に対する出張旅費以外の費用及び報酬の支給は、別表Dに定めるとおりとする。

(報酬等の支給形態)

第7条 報酬等は、月末を支払日として本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程の一部改正は、平成29年6月10日から施行する。

この規程の一部改正は、2022年3月13日から施行する。

この規程の一部改正は、2025年6月14日から施行する。

別表（第3条、第4条及び第6条関係）

A. 常勤役員の報酬（年額）

役 員	常勤の年額(万円)
理事長	1,620 ～ 1,860
専務理事	1,380 ～ 1,620
常務理事	1,200 ～ 1,380
理事	1,020 ～ 1,200

（注1）常勤は週3日以上勤務実態を要する。

B. 各種手当（年額）

職 位	手当年額(万円)
事務局長	240
事務局次長	180
本部長	156
部長	144

C. 非常勤役員及び評議員の報酬（年額）

役 員	非常勤の年額(万円)
理事長	100
専務理事	30
常務理事	20
理事	10
監事	10
評議員	0

D. 日当、交通費

種類	区分	
日当 (報酬)	理事(非常勤)	法人の評議員会、理事会及び委員会等に出席したときは、1日につき 20,000 円（手取り）を支給する。
	監事(非常勤)	法人の評議員会、理事会及び委員会等に出席したときは、1日につき 20,000 円（手取り）を支給する。 業務監査、会計監査その他この法人の運営上必要に応じて行う監査等についても1日につき 20,000 円（手取り）を支給する。
	評議員	法人の評議員会、理事会及び委員会等に出席したときは、1日につき 20,000 円（手取り）を支給する。
交通費 (費用)		非常勤役員及び評議員が評議員会、理事会及び委員会等に出席したときは、実費を支給する。

以上